海技免状（操作免許証）滅失顛末書

下記のとおり海技免状（操作免許証）を滅失したので、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第12条第4項（第88条第4項）の規定により届出をします。

万一、滅失した下記海技免状（操作免許証）を、後日発見したときには、直ちに、返納いたします。

年　　月　　日

中部運輸局長　殿

氏名

生年月日

本籍地の都道府県名

住所

電話

（代理する者）

氏名　　　　清水みなと海事事務所　海事代理士　松本寛之

住所　　　　静岡県静岡市清水区宮加三635番地

電話番号　　054-395-9310

記

1. 海技免状（操作免許証）の種類
2. 海技免状（操作免許証）の番号
3. 滅失事由とその状況（該当する番号に○をつけ、必要事項を記入してください。）
   1. 海中に落とした　場所：

時期：

* 1. 盗難にあった　　場所：

時期：

* 1. 紛失した　　　　保管していた場所：

見当たらなくなった時期：

* 1. 誤って捨てた　　捨てた場所：

時期：

* 1. その他（滅失の場所、時間等を含めて具体的に記入してください。）